泉南教委指第1750号
令和４年12月１日

泉南市立学校園長　様

泉南市教育委員会
指　導　課　長

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

標記について、別添写しのとおり令和４年11月30日付け教保第2530号により大阪府教育庁教育振興室保健体育課長並びに市町村教育室小中学校課長より通知がありました。

つきましては、下記の変更点を含め、変更後の基本的対処方針における学校園の取扱い等について改めて確認いただくとともに、対処方針等に基づき、感染症対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

泉南市では、大阪府教育庁が作成した「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（R4.4.27　改訂第４版）」に基づき対応していただいているところです。このたびの通知を受け、第３章４．給食において、会食にあたっては「会話を控える」となっておりましたが、食育等、教育的な観点から「大声での会話を控える」とし、「黙食」とする必要はありませんのでよろしくお願いします。併せて、手指衛生や座席配置の工夫、適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間等の喫食場面において、児童生徒等の間で会話を行うことは可能です。

引き続き、学校園における感染拡大の防止と教育活動の継続の両立に向け、必要な感染対策に取り組んでいただきますとともに、別添「食事場面等における黙食等の感染対策に係るQ&A」も参考に御対応いただくようお願いいたします。

ワクチンについては、本人及び保護者の意思で接種の判断を行うことが大切であること、またその判断は尊重されるべきであることに加え、様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいることに留意願います。

記

【文部科学省事務連絡概要（学校運営に当たって特に留意すべき点等）】

○ 基本的対処方針において関連する主な変更点概要

１　新型コロナワクチンの接種について【基本的対処方針ｐ20等】

二（２）ワクチン接種の促進

「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。」等となります。

２　飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針ｐ25】

二（５）１）国民への周知等

「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていましたが、今般の変更により当該記述が削除されました。

○ その他

マスクの着用の考え方については、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校園においてマスクを外す場面を設定していただく、また、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことなどを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用を行っていただくよう、併せてお願いします。

（問合せ先）
指導課　岩崎　東
電話　072-483-3671
Mail　sidou@city.sennan.lg.jp

写

教保第２５３０号
令和４年11月30日

市町村教育委員会
学校保健主管課長　様
学校教育指導主管課長　様

大阪府教育庁
教育振興室保健体育課長
市町村教育室小中学校課長

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

このたび、標記について、別添写しのとおり、令和４年11月29日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。
11月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。
つきましては、下記の変更点を含め、変更後の基本的対処方針における学校の取扱い等について改めて確認いただくとともに、対処方針等に基づき、感染症対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。
大阪府においては、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（R4.4.27　改訂第４版）」第３章４．給食において、会食にあたっては「会話を控える」としていましたが、食育等、教育的な観点から「大声での会話を控える」とし、「黙食」とする必要はありません。手指衛生や座席配置の工夫、適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間等の喫食場面において、児童生徒等の間で会話を行うことは可能です。
貴所管学校園に周知いただくとともに、引き続き、学校における感染拡大の防止と教育活動の継続の両立に向け、必要な感染対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。
なお、現在、食事の場面以外の対応を含め、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」について改訂作業を進めているところであり、改めて通知させていただきます。
加えて、ワクチンについては、本人及び保護者の意思で接種の判断を行うことが大切であること、またその判断は尊重されるべきであることに加え、様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいることに留意願います。

記

【文部科学省事務連絡概要（学校運営に当たって特に留意すべき点等）】
○ 基本的対処方針において関連する主な変更点概要

１　新型コロナワクチンの接種について【基本的対処方針ｐ20等】
二（２）ワクチン接種の促進
「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。」等とする。

２　飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針ｐ25】
二（５）１）国民への周知等
「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていましたが、今般の変更により当該記述が削除された。

○ その他

マスクの着用の考え方については、これまでも累次の事務連絡においてお知らせしてきたところですが、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、よろしくお願いします。

≪参考：文部科学省事務連絡及び大阪府教育庁教育振興室保健体育課通知文≫

・新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について（通知）（令和４年11月22日教保第2480号）
・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について（通知）（令和４年11月25日教保第2490号）

【連絡先】
〇保健指導・衛生管理に関すること
保健体育課　保健・給食グループ　06-6944-9365
〇教育活動に関すること
小中学校課　学事グループ　06-6944-6886

# 食事場面等における黙食等の感染対策に係る Q&A

Ｑ１：「手指衛生や、座席配置の工夫、適切な換気の確保等の措置を講じた上で、食事場面において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能」と示されているが、等とは何を指すのか。これら３つの対策（手指衛生、座席配置の工夫、適切な換気の確保）が基本的に実施できていれば、その他の感染症対策を講じる必要はないと考えてよいか。

Ａ１：「等」には「大声での会話を控える」が含まれます。「大声での会話を控える」対策を含め、３つの対策（手指衛生、座席配置の工夫、適切な換気の確保）が基本的に実施できていれば、その他の感染症対策を講じる必要はありません。

Ｑ２：「大声での会話を控える」の「大声」は、どのレベルを想定しているか。

Ａ２：教室全体に届くような声を想定しております。

Ｑ３：座席配置の工夫はどんなものが考えられるか。

Ａ３：「ハ」や「ロ」の字に机を並べるといった配置例が考えられます。
また、向かい合わせにする場合においては、身体的距離（１ｍをめやすとする）の確保や、パーテーションを設置するなどの工夫も考えられます。

Ｑ４：教職員の食事やマスクはどのように考えればよいか。

Ａ４：児童生徒等と同様に、対応をお願いします。

Ｑ５：感染が確認された者と基本的な感染対策なしに飲食をともにしたものは、出席停止としているが、対応は何か変わるか。

Ａ５：対応は変わりませんので、これまでどおりの対応をお願いします。
喫食時に会話を行う際には 15 分を超えることの無いよう留意願います。
※ なお、「15 分を超えないように留意する」ことは会話についてであり、食事を 15 分以内に終了させるという主旨ではありません。

11月25日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等についてお知らせします。

写

事　務　連　絡
令和４年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課　御中
構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

先日11月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

主たる変更の内容は、以下の提言や決定等を踏まえたものとなりますので、これらの内容に係る留意事項等については、これまでにお知らせした事務連絡等を御参照いただくようお願いします。

・新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応
（令和４年10月13日新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース）

・今秋以降の感染拡大期における感染対策について
（令和４年10月13日新型コロナウイルス感染症対策分科会）

・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応
（令和４年11月11日新型コロナウイルス感染症対策分科会）

・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について
（令和４年11月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

また、これらのほか、今般の基本的対処方針の変更に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等について、下記のとおり取りまとめましたので、併せて御確認

いただき、引き続き、学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続を両立させ、児童生徒等の充実した学校生活の実現に向けて、必要な取組を進めていただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第 12 条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いします。

記

**１．新型コロナワクチンの接種について【基本的対処方針ｐ20 等】**

今般の基本的対処方針の変更により、「二（２）ワクチン接種の促進」において、「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。」等とされました。

オミクロン株対応ワクチンの接種については、令和４年 11 月 18 日付けの事務連絡において、児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう、衛生主管部（局）と教育委員会等が連携して、児童生徒や保護者への周知・広報を実施することを依頼するとともに、同月 10 日付けの事務連絡において、教職員に対してオミクロン株対応ワクチンに関する情報提供を行うことと併せて、希望する全ての教職員が年内に接種を受けられるよう、所管の学校等に対する働きかけをお願いしているところであり、引き続き、これらの事務連絡等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を進めていただくよう、よろしくお願いします。

**２．飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針ｐ25】**

今般の変更前の基本的対処方針においては、「二（５）１）国民への周知等」として、「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていましたが、今般の変更により当該記述が削除されました。

この点、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」においては、「会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。」等とし、従前から、必ず「黙食」とすることを求めてはいないところです。

実際にも、一部の地域において行われているように、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能ですので、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を御検討いただくよう、よろしくお願いします。

**３．その他**

- 令和４年 10 月 19 日付けの事務連絡においてお知らせしたように、子供は高齢者等に比べて重症化リスクが低いことや、子供に対して頻回に検査を行うことは本人や医療現場にとって負担が大きいこと等から、検査によって感染拡大防止の強化を図ることは現実的ではないとされたことを踏まえ、今般の基本的対処方針の変更にもその趣旨が反映されていますので御承知置きください。
- マスクの着用の考え方については、これまでも累次の事務連絡においてお知らせしてきたところですが、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、よろしくお願いします。

以上

＜本件連絡先＞
文部科学省：03－5253－4111（代表）
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

【関連資料】

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和４年 11 月 25 日変更）（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和４年 11 月 25 日）（新旧対照表）
- 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について（令和４年 10 月 19 日付け事務連絡）
- 今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応について（令和４年 11 月 14 日付け事務連絡）
- 今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について（令和４年 11 月 21 日付け事務連絡）
- オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について（令和４年 11 月 18 日付け事務連絡）
- 教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）（令和４年 11 月 10 日付け事務連絡）